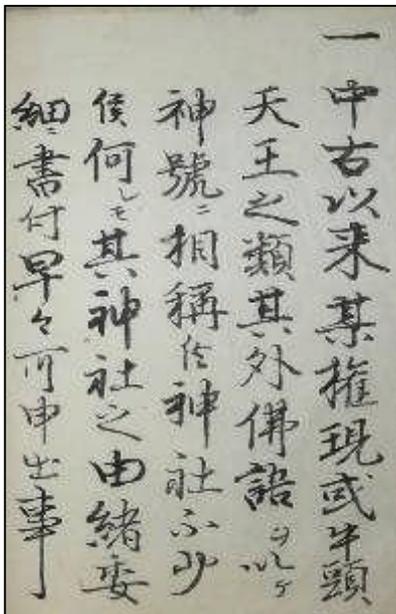


展示「社寺の歩んだ近代」

平成24年6月11日(月)～7月6日(金)

【神仏分離政策】 維新政府は神道を国家の宗教とするために、それまで一般的だった神仏混淆を改めようとした。慶応4年(1868年)3月、神社の社僧・別当に還俗を命じたのにつき、神社が仏教色の強い神号を名乗ること・仏像を神体とすることを禁じ、神社にある仏像や鰐口・梵鐘など仏具類の撤去を命じた。しかし仏具類の撤去などについては、厳格に実行されたか、またその状態が維持されたかどうか、個別の検証が必要な点もある。

【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号



【明す 614】は滋賀県歴史的文書の文書番号
「^{ぶつご}仏語を神号とした神社につき太政官布告」

慶応4年(1868年)3月

神仏分離令の一つである本布告では「中古以来、某権現こすてんのう或牛頭天王そのほか之類、其外あいとなえ仏語ヲ以テ神号ニ相称候神社」が少なくないとし、それらの由緒の調査を求めている。しかし5月に京都の祇園社が八坂神社(八坂神社)と改称されているように、これは実質的には社名から仏教色を排するよう指示するものであった。【明あ1(3)】

権現：仏が衆生を救うためかり権の姿をとって神として現れたもの

「神社神体調査書」 明治4年(1871年)
朝日山藩は明治4年5月に神体調査を実施している。調査の過程では、僧体・仏体の木像や、右の図のような像は取り除くよう命じられた。右は朝日山藩領のある神社(旧号は牛頭天王)に安置されていたもの。

【明す614合本1(4)】

朝日山藩は明治3年7月に山形藩に移されたもので、同4年7月の廃藩置県まで僅かな期間存在した(はじめ浅井郡五村、のち同郡山本村の朝日山に藩庁が置かれて朝日山藩と名乗った)。

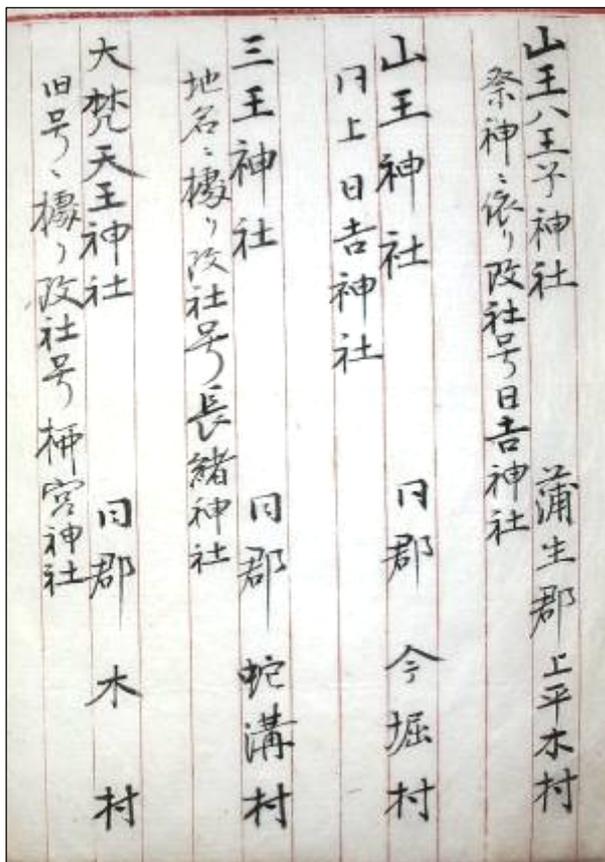
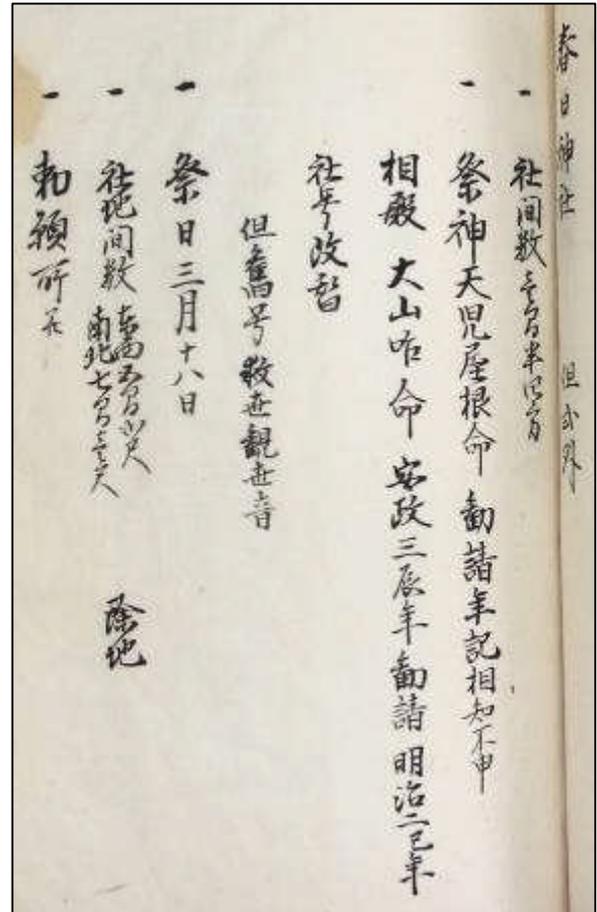


「近江国浅井郡之内朝日山藩管下神社
取調帳 稿」

明治4年(1871年)

慶応4年(1868年)3月の太政官布告をうけ、仏教色の強い社名は改称されていた。浅井郡五坪村の春日神社は明治2年に「救世観世音くせかんせおん」から改称しており、寺院・仏堂か神社かさえ曖昧であった当時の様子うかがえる。

【明す573合本2(7)】



「近江国村社中ぶつご仏語二類スル社号
改正見込」

明治9年(1876年)

県から教部省に仏教色の強い32社の改称見込みを報告したもの。蒲生郡今堀村の山王神社は祭神により日吉神社へ、同郡木村の大梵天王神社は旧号により柳宮神社やなぎのみやへ、同郡上麻生村の十禅師社は地名により旭野神社への改称が見込まれている。【明う4(108)】

【寺院仏堂の統廃合】

諸寺院中終極寺本山ヲ除キ外
檀ニシテ無住ト向ハ渾ラ被廢止スル
事ノ被
仰出シ給ハシム檀無住ト寺院ハ大
ト世呂別一村限小室山庵ト云々
寺舞宗名等詳細所相一ツ云々
中身三万五千一得及事違事云々

考通總戸長ヲ於テ所相方區ニ成
キ多ハ不考有別寺ト通ハ心以
一區限リ所相方區ニ以テ更ニ
事ノ事

考通總戸長副總戸長ト
濱田急相達ナク云々

明治六年
二月八日
濱賀縣令松田道之

「無檀・無住の寺院取調
につき布達」

明治6年（1873年）
政府は明治5年11月に諸
寺院中、總本寺・本山を除き、
無檀・無住のものは渾て廃止
する方針を表明した。県では
それをうけ、有住無檀の寺や
檀家が少なく維持の見込み
がたない寺など4項目に
該当する寺について、「寺院
廃合取調帳」を作成・提出す
るよう総戸長・副総戸長に指
示している。

【明い230(9)】

近江守坂田村ノ建物は
天台宗成善院ノ所
一境内ニ建物ヲ所持セシ
一檀家無シ
一創立年月不詳

此若徒東無住且寺檀ニシテ素向村長神八相社ヲ社傍ニ度
去ハレ四年神佛結界改正ニ節佛像佛器取除奉業
是以建物トシテハ神事用ニお備申ルル寺号ニ存補
因テ再興ノ目途ナシトスルニ廢寺号トシテ再興ノ事ヲ
神宮寺
無住

近江守坂田村ノ建物は
七十三番地所

「廃寺号之儀二付願書」

明治9年（1876年）
坂田郡大野木村の神宮寺の廃寺願。戸
長・村総代らが県に提出したもの。無
檀無住の神宮寺は八相社の傍らにあり、
明治4年に仏像・仏具を本寺へ移
した後は建物を神事用に使用してき
た。しかし寺号だけが残っている状態
で再興の目途もないので、寺号も廃す
ることを願っている。

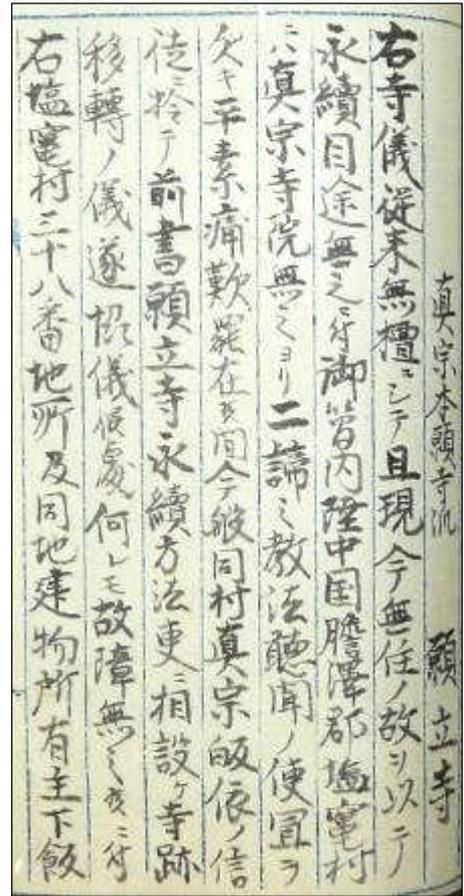
【明す100(1)】

「野洲郡今浜村願立寺跡移転願」

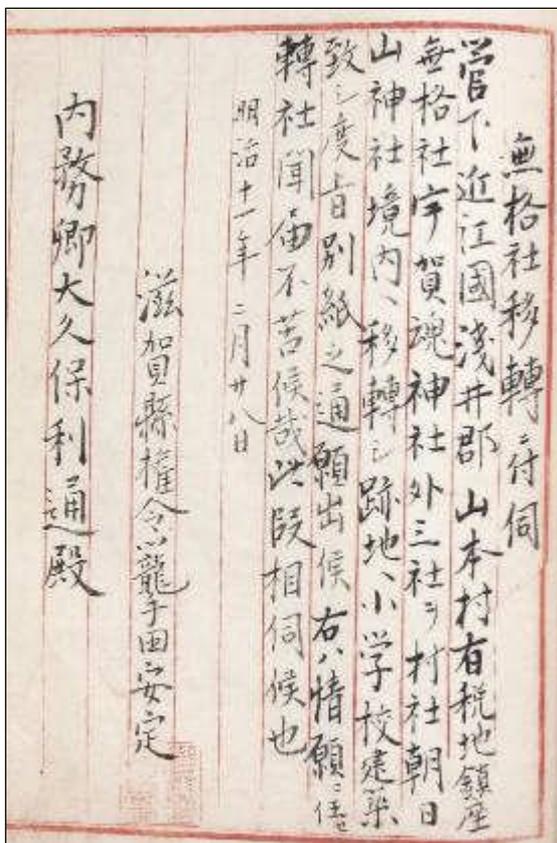
明治 17 年 (1884 年)

無檀無住の寺院のなかには、ほかの土地の人々に乞われて移転したものもある。願立寺は岩手県胆沢郡塩竈村（現奥州市水沢区）の真宗信者の求めにより、移転が実現している。文書は塩竈村の信徒総代や願立寺の兼務僧侶ら、移転先と現所在地の両関係者が岩手県令に提出した願書。

【明す 67 (59)】



【神社の統廃合】



「無格社移転二付伺」

明治 11 年 (1878 年)

浅井郡山本村の無格社^{うかたま}宇賀魂神社^{ほか}外3社（神明神社・春日神社・稲荷神社）は、この内務卿への伺いを経て村社朝日山神社（字桜馬場）の境内に移転が許可された。これらの跡地には小学校が建築される予定となっている。

ちなみに神社明細帳等によれば宇賀魂・神明・春日神社は明治 9 年にそれぞれ村内の別の字から字朝日野に移っているの、この明治 11 年の移転は再移転となる。

【明う 5 合本 3 (18)】

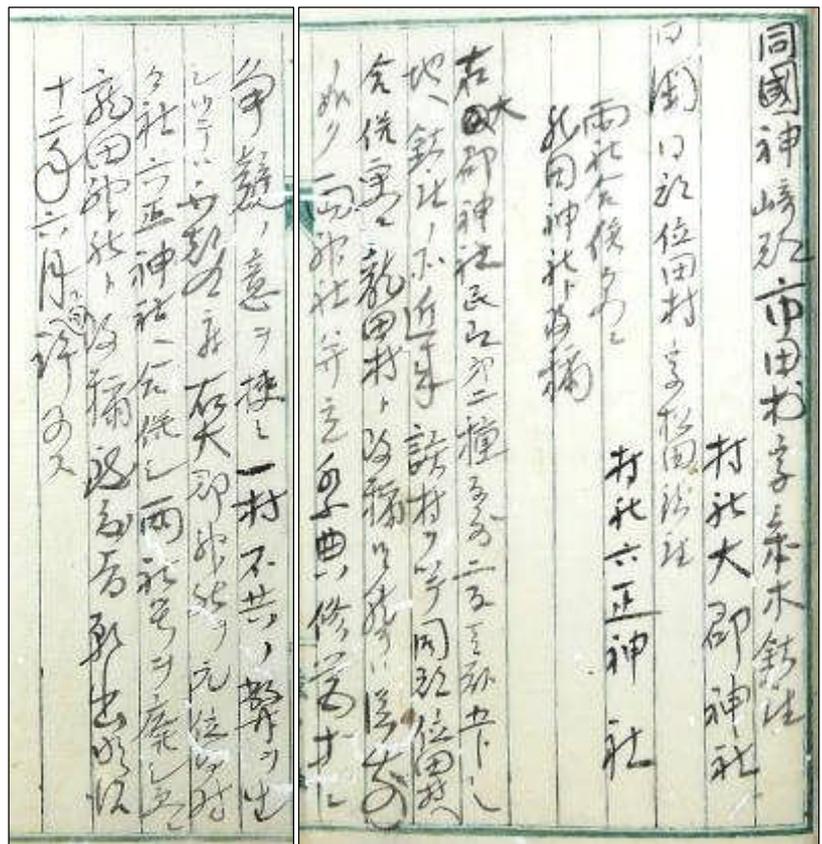
「社寺移転合併改称等ノ儀ニ
付届書」

明治 12 年 (1879 年)

神社の改称は宗教政策的理由によるものばかりではなかった。現東近江市五個荘竜田町の竜田神社は、明治 12 年 6 月に神崎郡市田村おおごりの大郡神社と同郡位田村いんでの六正神社ろくしょうが合併して新しくつけられた社号である (社地は六正神社)。

直前に市田村と位田村が合併して竜田村になっているが、神社合併・改称は「従前ノ如ク両神社并立へいりつ、祭典修営等ニ争競ノ意ヲ挟ミ、一村不共ノ弊ヲ生シ候テハ不都合」と、2 社並立が新村和合の妨げとなるのが懸念されたことによる。

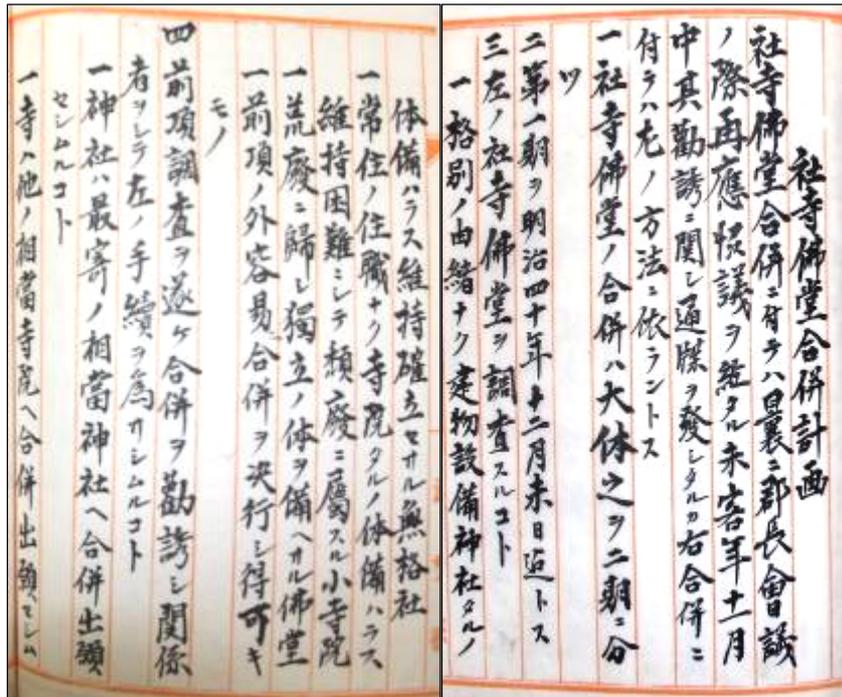
【明す 582 (12)】



【明治後半の神社統合】明治 30 年代末から大正初期にかけては多くの神社が統合され、社号を失ったり所在地が変わったりする。これは維持管理が行き届かない小祠を統合して祭祀を完全にし、また日露戦争 (明治 37・38 年) 後の疲弊した市町村財政の負担を減らすため※国がとった政策による。

※明治 39 年、府県社・郷社・村社の神饌幣帛料を府県・市町村が供進できると定められたことと関係がある

『滋賀県史 4 最近世』によると、滋賀県でも明治 40 年 (1907 年) に 2,870 だった神社数は大正元年 (1912 年) には 2,123 へと激減している。減少した分はほとんどが「無格社」という、明治政府が制定した神社の格式を持たない小祠であった。



「社寺仏堂合併計画」

明治40年（1907年）6月

県から国の神社局長宛て「廃合神社員数調査二係ル件回答」に添付されたもの。

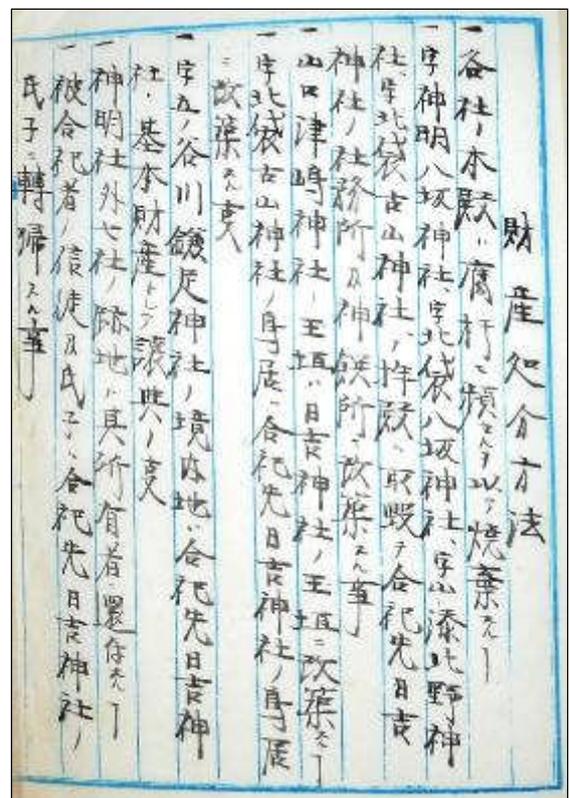
県内社寺仏堂の合併は2期に分けて実施する予定になっている。調査を経たのち、廃合が適当とされた神社は最寄りの相当神社へ、寺は相当寺院へ、仏堂は管理寺院か最寄り寺院へ、「合併出願セシムルコト」とする。【明し64（9）】

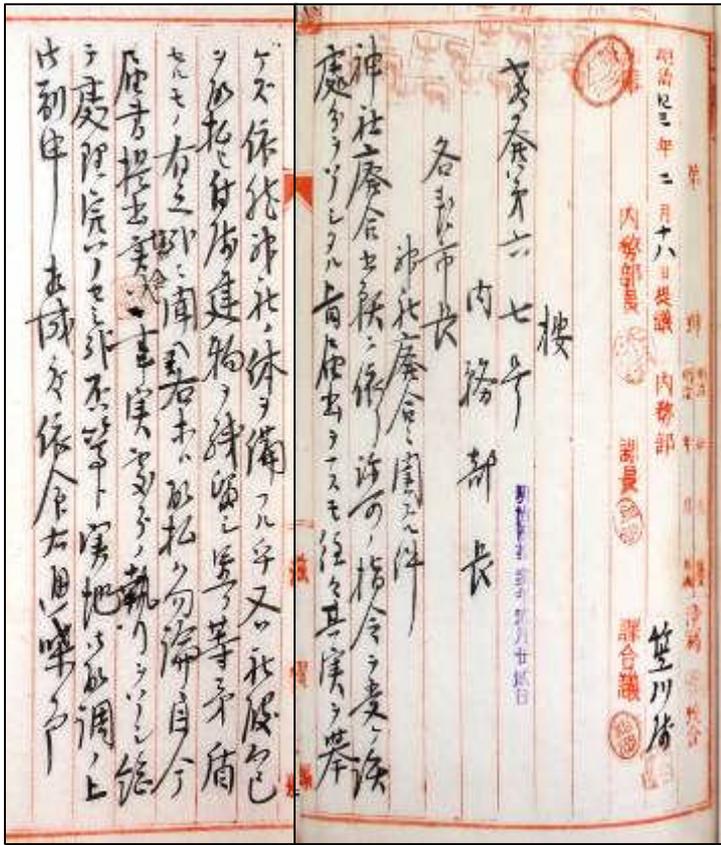
「無格社合祀につき財産処分方法」

明治42年（1909年）1月

愛知郡角井村大字百濟寺の無格社9社（神明神社・八坂神社2社・北野神社・津島神社2社・鎌足神社・天皇神社・古山神社）は、明治42年3月に同字の村社日吉神社に合祀された。各信徒総代らが県に提出した合祀願の添付書類「財産処分方法」によれば、合祀される9社の本殿は焼却するものの、拝殿の部材や玉垣、鳥居などは日吉神社の構造物に再利用されることになっている。

ちなみに合祀願の文面は「右神社儀由緒不明ニ付信徒協議ノ上祭祀完全ヲ期シ度」と、定型どおりのものである。【明す216（4）】



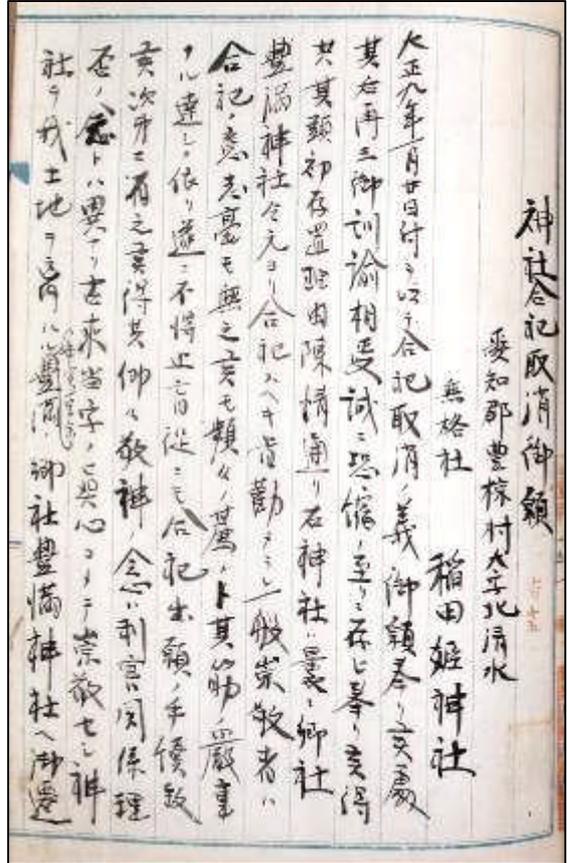


「神社廃合二関スル件」

明治43年(1910年)2月急速な神社合祀は、それが実施される地域の人々にさまざまな葛藤を呼び起こしたと考えられる。県内務部長より各郡市長宛ての本通牒によれば、統合完了と届け出ても、実際には「依然神社ノ体ヲ備フル乎、又ハ社殿而已ヲ取払ヒ付属建物ヲ残留シ置ク等矛盾セルモノ有之哉」という状況も見られたらしい。これに対して、県は各郡市長が実地検分をなすよう求めている。【明し85(26)】

「神社合祀取消御願」

大正10年(1921年)11月愛知郡豊椋村北清水の無格社稲田姫神社は明治45年(1912年)にいったんは隣村の豊国村豊満にある郷社豊満神社への合祀が許可された。しかしそれは一般崇敬者の意志には反するものであり、豊満神社側の勧誘や「其筋ノ嚴重ナル達シ」によってやむを得ず合祀出願の手続きをしたのだと述べる。合祀取り消しを望む理由の一つとして、豊満神社が北清水から1里余も離れているため思うように奉仕できないことを挙げる。この取り消し願は許可された。【大す50(37)】





「東浅井郡小谷村丁野岡本神社観音堂境内ノ図」 明治28年（1895年）
岡本神社と観音堂が並び立っている。右下には小学校（小谷北尋常小学校）も描かれている。 【明せ55（4）】